保護者　様

県立阪神昆陽特別支援学校長

**学校における薬の預かりについて**

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、学校における薬の預かりについてお知らせします。下記の内容をご確認の上、薬の預かりが必要な場合は、主治医の先生とご相談の上、「薬の預かり依頼書」と「薬の説明書または処方箋(コピー可)」のご準備をお願いします。薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

**１　薬の取り扱い**

(１) 薬は、原則自己管理とします。しかし、生徒本人の管理だけでは不安な場合や冷所保管などの保管条件がある場合のみ薬を預かります。ただし、①生徒の容態が安定しており、②内服薬については、誤嚥の可能性がないこと、③坐薬については、肛門からの出血の可能性がないこと等、④医薬品の使用に関して専門的な配慮の必要がないことを条件とします。

(２)　薬の使用・管理について学校での預かりを必要としない場合であっても、医師からの処方薬がある場合は、保健調査票へ必ず記入をしてください。また、年度途中で追加や変更等がありましたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。

(３)　「薬の預かり依頼書」の提出後、薬の内容や服用量、主治医等に変更があった場合は、速やかに担任へ連絡の上、「薬の預かり依頼書」と「薬の説明書または処方箋」を再提出してください。

(４)　てんかん発作時に使用する坐薬については、医師の意見書等の書類や職員研修が必要なため、手続きが異なります。預かりが必要不可欠な場合は、担任までご相談ください。

**２　預ける際に必要なもの**

(１)　 薬の預かり依頼書

* 1. 薬品名及び使用時の留意点について、不明な点は医師に確認して正確に記入してください。
  2. 使用上の注意は、使用するタイミング(状態、時間、発熱等)や使用後の対応、副反応などを主治医に確認をして具体的に記入してください。

　(２)　 薬の説明書または処方箋(コピー可)

　(３)　 薬

**３　その他**

(１)　 事故防止のために、提出書類の内容と薬に書いてある名前・使用日時等を担任または学年主任と養護教諭で確認します。

(２)　 教職員は、生徒が働く人になるために、自分で薬の管理と使用ができるように指導・支援に努めます。ご家庭でもご協力をお願いします。